

●香川県警察本部告示第19号

香川県警察庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

香川県警察庁舎管理規程の一部を改正する規程

香川県警察庁舎管理規程（平成12年香川県警察本部告示第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																										
<p>(庁舎管理責任者等)</p> <p>第4条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">庁舎の区分</th> <th style="text-align: center;">庁舎管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部運転免許課香川県運転免許センター</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部運転免許課東かがわ運転免許更新センター</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部運転免許課善通寺運転免許更新センター</u></td> <td>香川県警察本部運転免許課長</td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部高速道路交通警察隊庁舎（善通寺分駐隊及び津田東分駐隊の庁舎を含む。）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(制限行為)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p>	庁舎の区分	庁舎管理責任者	略		<u>香川県警察本部運転免許課香川県運転免許センター</u>	略	<u>香川県警察本部運転免許課東かがわ運転免許更新センター</u>		<u>香川県警察本部運転免許課善通寺運転免許更新センター</u>	香川県警察本部運転免許課長	香川県警察本部高速道路交通警察隊庁舎（善通寺分駐隊及び津田東分駐隊の庁舎を含む。）	略	略		<p>(庁舎管理責任者等)</p> <p>第4条 庁舎の管理に関する事務を行わせるため、庁舎管理責任者を置き、次の表の左欄に掲げる庁舎に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">庁舎の区分</th> <th style="text-align: center;">庁舎管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部運転免許課運転免許センター</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部運転免許課運転免許東讃センター</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川県警察本部高速道路交通警察隊庁舎（善通寺分駐隊及び津田東分駐隊の庁舎を含む。）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(制限行為)</p> <p>第10条 庁舎内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ別記様式第1号の許可申請書を庁舎管理責任者に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	庁舎の区分	庁舎管理責任者	略		<u>香川県警察本部運転免許課運転免許センター</u>	略	<u>香川県警察本部運転免許課運転免許東讃センター</u>		香川県警察本部高速道路交通警察隊庁舎（善通寺分駐隊及び津田東分駐隊の庁舎を含む。）	略	略	
庁舎の区分	庁舎管理責任者																										
略																											
<u>香川県警察本部運転免許課香川県運転免許センター</u>	略																										
<u>香川県警察本部運転免許課東かがわ運転免許更新センター</u>																											
<u>香川県警察本部運転免許課善通寺運転免許更新センター</u>	香川県警察本部運転免許課長																										
香川県警察本部高速道路交通警察隊庁舎（善通寺分駐隊及び津田東分駐隊の庁舎を含む。）	略																										
略																											
庁舎の区分	庁舎管理責任者																										
略																											
<u>香川県警察本部運転免許課運転免許センター</u>	略																										
<u>香川県警察本部運転免許課運転免許東讃センター</u>																											
香川県警察本部高速道路交通警察隊庁舎（善通寺分駐隊及び津田東分駐隊の庁舎を含む。）	略																										
略																											

(6) 撮影、録音又は録画をすること（庁舎の工事の状況等を記録するために行うものその他庁舎の管理上必要な行為として行うものを除く。）。

(7) 略

2～5 略

(6) 略

2～5 略

附 則

この規程中第10条第1項の改正規定は平成28年1月1日から、第4条第1項の表の改正規定は同年3月1日から施行する。